

平成三十一年度第十回（十二月）

諫早市農業委員会総会 議事録

# 平成30年度諫早市農業委員会 第10回総会議事録

1 開催日時 平成30年12月27日(木) 開会 午後2時00分 ~ 閉会 午後3時25分

2 開催場所 諫早市役所 本館8階 8-1会議室

3 出席委員 18人

会 長 20番 山開 博俊

会長職務代理者 19番 小森 俊夫

農 業 委 員

1番 池田つや子      2番 久保 繁      3番 中尾貞治

4番 久本純造      5番 立森和富      7番 末永 進

8番 菅原篤博      10番 山口勇満      11番 西村ふじ子

12番 馬場誠治      13番 増山太大      14番 横田 親紀

15番 澤久 進      16番 西尾正信      17番 池田武弘

18番 野副栄治

4 欠席委員 2人

6番 前田貞松      9番 小川秀幸

5 付議事件

第1号 農地法第3条の規定による許可申請書審議の件

第2号 農地法第4条の規定による許可申請書審議の件

第3号 農地法第5条の規定による許可申請書審議の件

第4号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件

第5号 農地中間管理事業に係る「農用地利用配分計画」に対する意見聴取の件

第6号 農業委員の辞任の同意について

第7号 農地利用最適化推進委員の辞任の同意について

6 報 告

第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書受理の件

第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件

第3号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件

第4号 非農地通知申出書受理の件

第5号 土地改良法第3条の規定による事業参加資格交代申出承認の件

第6号 農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書の回答について

7 その他

## 8 事務局

局長 池松 弘 次長 寿柳 知己 参事補兼主任 田中 正和  
主任 半田 智也 技術職員 本川 正彦

## 9 議 事

(開会)

議 長 これより、平成30年度諫早市農業委員会第10回総会を開会いたします。  
総会の定足数について、事務局より報告願います。

事務局 総会の定足数につきましてご報告いたします。  
農業委員会の在任委員20名中、18名の出席で定足数に達していますので、総会が  
成立していることをご報告いたします。

なお、6番・前田委員、9番・小川委員から欠席の届出がっております。  
以上で、報告を終わります。

議 長 それでは議事に入る前に、諫早市農業委員会総会 会議規則第19条第2項に規定の  
議事録署名人を定めたいと存じます。

私に、ご一任いただければ指名したいと思いますが、いかがでしょうか。  
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 異議なしということですので、議事録署名人に4番・久本委員、11番・  
西村委員のご両人をお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を  
受けてから、氏名を告げて発言願います。

また、発言は簡明に、議題外、又はその範囲を越えないようにお願いします。

(議案第1号) それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を議題と  
いたします。

事務局から、説明をお願いします。

事務局 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1番、諫早地区、天満町の農地1筆、90㎡を耕作に便利のため、購入する申請です。  
権利取得後の農地面積は12,141㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えてい  
ます。

トラクターや田植機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。  
また、農業に25年間従事され、譲受人宅と申請地は隣接しておりますので、機械、労  
働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

2番、小野地区、川内町の農地2筆、7,033㎡を農業経営規模拡大を行うため、  
賃貸借10年で借り入れる申請です。

権利取得後の農地面積は26,202㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えて  
います。

トラクターや田植機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされていま  
す。また、農業に30年間従事され、借受人宅から申請地まで車で約2分以内でありま  
すので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

3番、有喜地区、松里町、森山地区、森山町上井牟田の農地5筆、2,874㎡の贈与を受け、農業に精進するための申請です。

権利取得後の農地面積は33,163㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。

トラクターや乾燥機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に12年間従事され、譲受人宅から申請地まで車で約10分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま。

4番、多良見地区、多良見町西川内の農地16筆4,222.31㎡の贈与を受け、農業に精進するための申請です。

権利取得後の農地面積は4,222.31㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。

耕うん機や噴霧器等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に40年間従事され、譲受人宅から申請地まで車で約10分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま。

5番と6番は関連案件でありますので、一括して説明いたします。

5番、高来地区、高来町峰の農地1筆1,551㎡と6番、高来地区、高来町峰の農地1筆1,489㎡を互いの農地の有効利用を図るため、交換する申請です。

5番につきましては、交換後の農地面積は66,310㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。

トラクターやコンバイン等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に55年間従事され、譲受人宅から申請地まで車で約5分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま。

6番につきましては、交換後の農地面積は12,289㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。

トラクターやコンバイン等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に40年間従事され、譲受人宅から申請地まで車で約5分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま。

7番、小長井地区、小長井町小川原浦、小長井町牧の農地11筆、4,471㎡を農地所有適格法人として新規に農業経営を開始するため、賃貸借10年で借り入れる申請です。

権利取得後の農地面積は4,471㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。

農地所有適格法人の要件は満たされており、トラクターや噴霧器等の機械も所有されています。また、農作業をする役員の人数も経験も十分あると思われ、借受人の事務所から申請地まで徒歩で5分以内の農地と車で約3分以内の農地でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま。

以上です。

議長 議案第1号の説明がありましたので、1番・諫早地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

- 委員 委員補足説明を致します。  
1番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。  
権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、水稲、露地野菜を栽培されると見込まれます。  
権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。  
農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。  
よろしくご審議いただきますようお願いいたします。
- 議長 1番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。  
（「なし」と言う者あり）
- 議長 ご質問がないようですので、1番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と言う者あり）
- 議長 ご異議がないようですので、1番は、申請どおり許可することに決定いたします。
- 議長 次に、2番・小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委員 委員補足説明を致します。  
2番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。  
権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、水稲、白菜を栽培されると見込まれます。  
権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整には協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。  
農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。  
よろしくご審議いただきますようお願いいたします。
- 議長 2番について、何かご質問はありませんか。  
（「なし」と言う者あり）
- 議長 ご質問がないようですので、2番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と言う者あり）
- 議長 ご異議がないようですので、2番は申請どおり許可することに決定いたします。
- 議長 次に、3番・森山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委員 委員補足説明を致します。  
3番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。  
権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、水稲、露地野菜を栽培されると見込まれます。  
権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整には協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。  
農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。  
よろしくご審議いただきますようお願いいたします。
- 議長 3番について、何かご質問はありませんか。  
（「なし」と言う者あり）
- 議長 ご質問がないようですので、3番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

- (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、3番は申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、4番・多良見地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委 員 委員補足説明を致します。
- 4番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。
- 権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、野菜、みかんを栽培されると見込まれます。
- 権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整には協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。
- 農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。
- よろしくご審議いただきますようお願いいたします。
- 議 長 4番について、何かご質問はありませんか。
- (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、4番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
- (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、4番は申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、5番と6番・高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委 員 委員補足説明を致します。
- 5番と6番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。
- 権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、生姜、野菜、みかん等を栽培されると見込まれます。
- 権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整には協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。
- 農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。
- よろしくご審議いただきますようお願いいたします。
- 議 長 5番と6番について、何かご質問はありませんか。
- (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、5番と6番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
- (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、5番と6番は申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、7番・小長井地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委 員 委員補足説明を致します。
- 7番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。
- 権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、馬鈴薯を栽培されると見込まれます。
- 権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整には協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。
- 農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 7番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、7番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、7番は申請どおり許可することに決定いたします。

(議案第2号) 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。

事務局から、説明をお願いします。

事務局 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1番についてご説明します。1番は富川町の田208㎡を農家住宅用地にする申請です。

隣接地の住宅用地と併せて、20年ほど前から申請者の父親が車庫、庭園として利用されてきたとのことでの追認の申請です。

既存住宅用地は863.05㎡で申請地と併せると1,071.05㎡となり、農家住宅の転用許可基準おおむね1,000㎡を満たしております。

被害防除計画については、現状のまま利用することから被害発生の恐れはないと思われれます。

以上です。

議長 議案第2号の説明がありましたので、1番・本野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 委員補足説明を致します。

1番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

農地の立地基準については第2種農地です。地区の協議会で協議したところ、農家住宅用地として利用されて20年以上経過していることから追認もやむを得ないと思われれます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 1番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番は、申請どおり許可することに決定いたします。

(議案第3号) 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。

事務局から、説明をお願いします。

事務局 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1番についてご説明します。1番は栄田町の畑、2筆、221.61㎡を申請者が購入し、住宅及び道路用地にする申請です。1筆は前面の道路用地、もう1筆は建売分譲住宅1棟を建築する計画です。

建物は木造2階建、汚水等は公共下水道接続、隣接農地はないことから被害発生の恐れはないと思われます。

資金計画については、預金残高証明で確認しております。

都市計画法建築許可申請中です。

2番についてご説明します。2番は栄田町の畑、1筆、360㎡を申請者が購入し、自己住宅を建築する申請です。

建物は木造2階建、汚水等は公共下水道接続、隣接農地はないことから被害発生の恐れはないと思われます。

資金計画については、融資予定証明で確認しております。

都市計画法建築許可申請中です。

3番についてご説明します。3番は西栄田町の畑、1筆、238㎡を申請者が購入し、自己住宅を建築する申請です。

建物は木造2階建、汚水等は合併浄化槽、隣接農地はないことから被害発生の恐れはないと思われます。

資金計画については、融資予定証明で確認しております。

都市計画法建築許可申請中です。

4番についてご説明します。4番は天満町の畑、1筆、1,147㎡を申請者が賃貸借20年で借り、太陽光発電施設を設置する申請です。

パネル290枚、パネル設置面積は580㎡、単価は24円です。

土地は現状のまま利用し、土砂の流出がないよう低地に畦コンクリートを設け、雨水は自然勾配で既設水路に接続する計画です隣接農地所有者2名との協議書が添付されております。

資金計画については、預金残高証明で確認しております。

5番についてご説明します。5番は下大渡野町の田、6筆、1,907㎡を申請者が購入し、駐車場31台、物品販売店舗1棟を建築する申請です。

建物は木造2階建、敷地は全面舗装、コンクリート用壁築造、汚水等は農業集落排水接続、隣接農地はないことから被害発生の恐れはないと思われます。

資金計画については、預金残高証明で確認しております。

都市計画法開発許可申請中です。

6番についてご説明します。6番は猿崎町の畑、1筆、420㎡を申請者が購入し、自己住宅を建築する申請です。

建物は木造平屋建、汚水等は公共下水道接続、隣接農地所有者3名との協議書が添付されております。

資金計画については、預金残高証明で確認しております。

都市計画法建築許可申請中です。

7番についてご説明します。7番は飯盛町上原の田、1筆、347㎡を申請者が購入し、自己住宅を建築する申請です。

建物は木造平屋建、汚水等は浄化槽、隣接農地所有者1名との協議書が添付されております。



資金計画については、融資予定証明で確認しております。

8番についてご説明します。8番は飯盛町川下の田、1筆、246㎡を申請者が購入し、自己住宅を建築する申請です。

建物は軽量鉄骨2階建、汚水等は公共下水道接続、隣接農地所有者1名との協議書が添付されております。

資金計画については、融資予定証明で確認しております。

9番についてご説明します。9番は飯盛町上原の畑、1筆、188㎡を申請者が購入し、自己住宅を建築する申請です。

建物は木造平屋建、汚水等は合併浄化槽、隣接農地所有者1名との協議書が添付されております。

資金計画については、融資予定証明で確認しております。

10番についてご説明します。10番は飯盛町里の田、1筆、439㎡を申請者が父親から使用貸借30年で借り、自己住宅を建築する申請です。

建物は木造平屋建、汚水等は公共下水道接続、隣接農地所有者5名との協議書が添付されております。

資金計画については、融資予定証明で確認しております。

11番についてご説明します。11番は高来町黒新田の畑、4筆、31,204㎡を申請者が購入し、太陽光発電施設を設置する申請です。

隣接の山林も含め事業面積は計40,079㎡となります。

パネル8,400枚、パネル設置面積16,298㎡、単価は36円です。

被害防除計画は、敷地内にU字溝、管理用道路を設置。沈砂池、調整池を設け土砂の流出を防ぎます。調整池からの排水は南西側山林の斜面を自然流下し流末は河川放流。周辺に民家はありません。関係する2つの自治会と環境保全に関する協定書が締結されています。

隣接農地所有者1名との協議書が添付されています。

資金計画については、融資予定証明で確認しております。

市環境保全条例に基づく関係各課との事前協議は完了しています。

本件は3,000㎡以上の転用ですので、県の常設審議委員会に諮問いたします。

12番についてご説明します。12番は高来町溝口の田、1筆、257㎡を申請者が購入し、自己住宅を建築する申請です。

建物は木造平屋建、汚水等は公共下水道接続、隣接農地所有者1名との協議書が添付されています。

資金計画については、融資予定証明で確認しております。

13番についてご説明します。13番は高来町水ノ浦の田、1筆、421㎡を申請者が購入し、自己住宅を建築する申請です。

建物は木造2階建、汚水等は公共下水道接続、隣接農地所有者1名との協議書が添付されております。

資金計画については、融資予定証明で確認しております。

14番につきましては、本日付で申請の取下申立書の提出がありましたので、

議案を削除願います。

15番につきましては、本日付で申請の取下申立書の提出がありましたので、議案を削除願います。

議長 議案第3号の説明がありましたので、1番から4番・諫早地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 委員補足説明を致します。

1番の説明をします。

農地の立地基準については第3種農地です。

担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区の協議会で協議したところ、申請面積は500㎡以内で農地転用許可基準を満たしていると思われます。

次に2番の説明をします。

農地の立地基準については第2種農地です。

担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区の協議会で協議したところ、申請面積は500㎡以内で農地転用許可基準を満たしていると思われます。

次に3番の説明をします。

農地の立地基準については第2種農地です。

担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区の協議会で協議したところ、申請面積は500㎡以内で農地転用許可基準を満たしていると思われます。

次に4番の説明をします。

農地の立地基準については第2種農地です。

担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区の協議会で協議したところ、土地利用計画など農地転用許可基準を満たしていると思われます。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 1番から4番について、何かご質問はありませんか。

委員 はい、〇番委員。

議長 〇番委員。

委員 1番から3番は、いつ他法令の許可が下りているのですか。

事務局 はい、事務局。

議長 事務局。

事務局 1番につきましては、既に建築許可が下りているようです。2番、3番につきましては確認していません。

委員 はい、〇番委員。

議長 〇番委員。

委員 転用については問題ないところですが、だいたい何時頃許可が下りるかは確認しておいたほうがいいと思います。

また、4番については1,147㎡転用するわけで、環境条例に該当しないようにパネル面積を580㎡としていると思うんですが、転用基準でこれはいいのでしょうか。逃げ道になると思うのですが。

事務局 はい、事務局。

議長 事務局。

事務局 担当課が環境条例の対象外としています。  
私達は転用面積が1,000㎡を超えるので、環境条例の対象になるのではないかと主張していますが、環境条例の担当課は対象外としています。

議長 1,000㎡を超える面積の農地を転用する場合であっても、管理用地を設定することにより太陽光パネルの設置面積を1,000㎡未満に抑えた計画で許可された転用申請が、今までいくらかありますが、計画通り管理用地の面積が確保されているか調べてみる必要があると思います。この案件ではなくても、過去何件かにそういった案件がありますので、それを調べてみてはどうでしょうか。

事務局 はい、事務局。

議長 事務局。

事務局 はい、分かりました。

議長 他に、何かご質問はありませんか。

委員 はい、〇番委員。

議長 〇番委員。

委員 地元の住民は排水が心配だと思しますので、許可書を渡す際に、申請者に農業委員から「溜桝の設置が望ましい。」という意見が出たことを伝えていただきたいと思えます。

事務局 はい、事務局。

議長 事務局。

事務局 はい、分かりました。

議長 他に、何かご質問はありませんか。  
(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番から4番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番から4番は申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、5番・本野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 5番の委員補足説明を致します。  
農地の立地基準については第3種農地です。  
担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区の協議会で協議したところ、土地利用計画など農地転用許可基準を満たしていると思われま。

議長 5番について、何かご質問はありませんか。  
(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、5番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、5番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、6番・長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

- 委員 6番の委員補足説明を致します。  
農地の立地基準については第2種農地です。  
担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区の協議会で協議したところ、申請面積は500㎡以内で農地転用許可基準を満たしていると思われま  
す。  
ご審議のほどよろしくお願ひします。
- 議長 6番について、何かご質問はありませんか。  
（「なし」と言う者あり）
- 議長 ご質問がないようですので、6番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と言う者あり）
- 議長 ご異議がないようですので、6番は、申請どおり許可することに決定いたします。
- 議長 次に、7番から10番・飯盛地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委員 7番の委員補足説明を致します。  
農地の立地基準については第3種農地です。  
担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区の協議会で協議したところ、申請面積は500㎡以内で農地転用許可基準を満たしていると思われま  
す。  
次に、8番の委員補足説明を致します。  
農地の立地基準については第2種農地です。  
担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区の協議会で協議したところ、申請面積は500㎡以内で農地転用許可基準を満たしていると思われま  
す。  
次に、9番の委員補足説明を致します。  
農地の立地基準については第3種農地です。  
担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区の協議会で協議したところ、申請面積は500㎡以内で農地転用許可基準を満たしていると思われま  
す。  
次に、10番の委員補足説明を致します。  
農地の立地基準については第2種農地です。  
担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区の協議会で協議したところ、申請面積は500㎡以内で農地転用許可基準を満たしていると思われま  
す。  
ご審議のほどよろしくお願ひします。
- 議長 7番から10番について、何かご質問はありませんか。  
（「なし」と言う者あり）
- 議長 ご質問がないようですので、7番から10番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と言う者あり）
- 議長 ご異議がないようですので、7番から10番は、申請どおり許可することに決定いたします。
- 議長 次に、11番から13番・高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委員 11番の委員補足説明を致します。  
農地の立地基準については第2種農地です。  
担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区の協議会で協議したところ、排水を山林

に流す計画内容がよく分からないという結果となりました。

議長 事務局から排水計画について説明をお願いします。

事務局 調整池からの排水ですが、調整池から南西側の山林の方に向かって自然流下させ、最終的に西側にある河川に流れるということです。

委員 はい、○番委員。

議長 ○番委員。

委員 ということは、調整池から河川まで水路は作らずに自然のまま水を流すということですか。

事務局 はい、事務局。

議長 事務局。

事務局 調整池から少し水路を作って、後は自然流下という形で山林を通過して河川に流れるということです。

委員 はい、○番委員。

議長 ○番委員。

委員 推進委員さんと現地調査に行きました。山の中に分け入った訳ではありませんが、推進委員さんが現地に詳しく、水は向こうの田んぼの方に流れるとのことでした。しかし、その田んぼの水路はあまり大きなものではなく、今度転用される面積は広いので、相当な雨水が流れて来るのではないかと心配しているところでもあります。ただ、被害防除計画に沿って、何かあった場合には措置はされると思います。

事務局 はい、事務局。

議長 事務局。

事務局 申請地の南西側には山林ばかりで、農地とか民家はありません。

委員 はい、○番委員。

議長 ○番委員。

委員 申請地からいくらか離れた下に耕作放棄地ですが、転用されていない農地があります。

ただ、市の方も許可をしてあるならば、問題ないということで、土地利用計画など農地転用許可基準を満たしていると思われます。

次に、12番の委員補足説明を致します。

農地の立地基準については第3種農地です。

担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区の協議会で協議したところ、申請面積は500㎡以内で農地転用許可基準を満たしていると思われます。

次に、13番の委員補足説明を致します。

農地の立地基準については第2種農地です。

担当地区の推進委員と調査を行い、地区の協議会で協議したところ、申請面積は500㎡以内で農地転用許可基準を満たしていると思われます。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 11番から13番について、何かご質問はありませんか。  
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、11番から13番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、11番から13番は、申請どおり許可することに決定いたします。

(議案第4号) 次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件」を議題といたします。

議 長 事務局から、説明をお願いします。

事務局 議案第4号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件」を説明します。

1番から3番までは借受人が同一の案件です。

1番、諫早地区、仲沖町、小野地区、川内町の農地4筆、10,735㎡、

2番、小野地区、川内町の農地2筆、905㎡、

3番、小野地区、川内町の農地1筆、903㎡、計7筆、12,543㎡を農業経営規模拡大を行うため、賃貸借20年と賃貸借6年で借り入れる新規の申し出です。申出人は、水稲、麦、アスパラの生産を主体に経営されています。

4番、長田地区、大場町の農地1筆、5,199㎡を農業経営規模拡大を行うため、賃貸借20年で借り入れる新規の申し出です。申出人は、花(トルコギキョウ)の生産を主体に経営されています。

5番、森山地区、森山町下井牟田の農地3筆、3,659.85㎡を農業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年で借り入れる新規の申し出です。申出人は、水稲、麦、大豆、そばの生産を主体に経営されています。

6番、飯盛地区、飯盛町後田の農地3筆、3,948㎡を農業経営規模拡大を行うため、賃貸借6年で借り入れる新規の申し出です。申出人は、水稲、馬鈴薯、人参の生産を主体に経営されています。

7番は、小長井地区、小長井町大瀬の農地2筆、1,712㎡を耕作に便利のため購入する申し出です。申出人は、水稲の生産を主体に経営されています。

以上、1番～7番までの申し出は、権利取得後の全ての農地について、年間を通して耕作されると認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

以上です。

議 長 議案第4号の説明がありましたが、1番から7番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番から7番は、申出どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番から7番は、申出どおり許可することに決定いたします。

(議案第5号) 続きまして、関連がありますので、議案第4号の8番から17番、議案第5号「農地

中間管理事業に係る農用地利用配分計画に対する意見聴取の件」について、一括して議題とします。

事務局から、説明をお願いします。

事務局 議案第4号と議案第5号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画に対する意見聴取の件」について説明します。

議案第4号の

8番、諫早地区、仲沖町の農地1筆、691㎡、

9番、諫早地区、仲沖町の農地1筆、791㎡、

10番、諫早地区、仲沖町の農地1筆、797㎡、

計3筆、2,279㎡を、議案第5号の1番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第4号の

11番、本野地区、湯野尾町の農地2筆、2,719㎡、

12番、本野地区、湯野尾町の農地1筆、1,049㎡、

13番、本野地区、湯野尾町の農地3筆、2,785㎡、

14番、本野地区、湯野尾町の農地1筆、545㎡、計7筆、7,098㎡を議案第5号の2番に賃貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、生姜、長ネギの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第4号の

15番、小長井地区、小長井町新田原の農地5筆、3,589㎡、

16番、小長井地区、小長井町新田原の農地3筆、2,221㎡、

計8筆、5,810㎡を、議案第5号の3番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第4号の

17番、小長井地区、小長井町田原の農地2筆、1,728㎡を、議案第5号の4番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、ブルーベリー、生姜の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

以上、第4号議案の8番から17番までの申し出は、農地中間管理事業の実施に係るものと認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号の要件を満たしています。

また、第5号議案の1番から4番までの農用地利用配分計画は、「農地中間管理事業の実施に関する規程」の「貸付先決定ルール」に基づき作成されたものであります。

以上です。

議長 議案第4号の8番から17番、また、議案第5号の1番から4番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、議案第4号の8番から17番を許可し、議案第5号の1番から4番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第4号の8番から17番を許可し、議案第5号の1番から4番を「意見なし」とすることに決定いたします。

(議案第6号) 次に、議案第6号「農業委員の辞任の同意について」を議題といたします。

事務局から、説明をお願いします。

事務局 議案第6号「農業委員の辞任の同意について」説明します。

農業委員である〇〇氏から辞職願が提出されたことに伴い、同氏の辞任について「農業委員会等に関する法律」第13条の規定により農業委員会の同意が必要であるため、提案するものでございます。

議 長 議案第6号の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、願出どおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、願出どおり同意することに決定いたします。

(議案第7号) 次に、議案第7号「農地利用最適化推進委員の辞任の同意について」を議題といたします。事務局から、説明をお願いします。

事務局 農業委員会の農地最適化推進委員である〇〇氏から辞職願が提出されたことに伴い、同氏の辞任について「農業委員会等に関する法律」第23条の規定により農業委員会の同意が必要であるため、提案するものでございます。

議 長 議案第7号の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、願出どおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、願出どおり同意することに決定いたします。

(報 告) 次に、報告案件について、事務局より報告願います。

事務局 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書受理の件」について説明します。

小栗地区、小野地区、長田地区、森山地区、高来地区、小長井地区からそれぞれ1件、合計6件提出されています。

届出理由は、いずれも相続により農地の所有権を取得したためです。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件」について説明します。

諫早地区から1件、小栗地区から1件、小野地区から3件、小長井地区から1件、合計6件提出されています。

解約理由は、諫早地区の1件、小栗地区の1件、小野地区の3件のうち1件は、都合により耕作できなくなったため。



小野地区の残り2件は、耕作者を変更するため、耕作者が亡くなったため。

小長井地区の1件は、議案第4号の7番に売買するためです。

報告第3号「農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件」につきましてご説明します。

諫早地区2件、小栗地区1件、真津山地区6件、計9件の届出が出ています。

1番、城見町の畑を分譲住宅用地5区画にする届出です。

2番、天満町の畑に一般住宅1棟を建築する届出です。

3番、鷺崎町の畑を分譲住宅用地3区画にする届出です。

4番と5番は関連します。

4番と5番の久山町の畑4筆を分譲住宅用地3区画にする届出です。

6番、真崎町の畑に共同住宅1棟と共同住宅用の駐車場にする届出です。

7番、真崎町の畑を一般の貸駐車場にする届出です。

6番と7番は同一事業者で、合計すると1,000㎡超えますが、フェンスで分離するため、別の開発扱いとなって都市計画法の開発許可は不要となっています。

8番、久山町の田に一般住宅1棟を建築する届出です。

9番、小船越町の田を分譲住宅用地8区画にする届出です。都市計画法の開発許可は完了しています。

報告第4号「非農地通知申出書受理の件」について説明します。

諫早地区から2件、本野地区から1件、多良見地区から1件、飯盛地区から1件、高来地区から3件、合計8件、筆数12筆、面積4,967㎡の非農地通知の申出を受けております。いずれも農地利用状況調査でB分類、農振白地です。

報告第5号「土地改良法第3条の規定による事業参加資格交代申出承認の件」について説明します。

飯盛南部後田地区の土地改良事業への参加資格者交代について、12月4日付けで土地改良法第3条第2項の規定による申出が1件あっております。

この申出が妥当と判断されたため、12月6日付けで承認しています。この件につきましては、土地改良法施行令第1条の3第2項の規定により、農業委員会が7日以内に承認するか否かを決定する必要があったため、諫早市農業委員会事務局処理規定に基づき事務処理を行ったものです。

報告第6号「諫早市農地利用最適化推進施策の改善に関する意見書の回答について」説明します。

意見書の回答につきましては、11月28日付けで市長からの回答があったところでございます。

以上です。

議 長 ただいまの報告の件について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 なければ、報告の件は、ご了承をお願いいたします。

議 長 以上をもちまして、ただいま議決されました案件は全て終了いたしました。

お諮りします。議決されました案件につきましては、字句、数字、その他整理を要す

るものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がありませんので、これらの整理を要するものにつきまして、議長に委任することに決定いたしました。

議長 本日の、農地法等に係る審議結果をご報告します。

議案第1号	農地法第3条許可	7件。
議案第2号	農地法第4条許可	1件。
議案第3号	農地法第5条許可	13件。
議案第4号	農業経営基盤強化促進法による利用権設定	17件。
議案第5号	農地中間理事業に係る農用地利用配分計画	4件。
議案第6号	農業委員の辞任の同意について	1件。
議案第7号	農地利用最適化推進委員の辞任の同意について	1件。

以上、審議件数は、全部で44件でございました。

以上で本日の審議事項等はすべて終了いたしました。

委員さん方から何かご質問等はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 なければ、事務局から連絡事項等はありませんか。

事務局 (事務連絡)

議長 それでは、これをもちまして、平成30年度諫早市農業委員会第10回総会を閉会いたします。

長時間にわたり、ありがとうございました。

議長 \_\_\_\_\_ (印)

議事録署名人 \_\_\_\_\_ (印)

議事録署名人 \_\_\_\_\_ (印)